

不安定雇用の是正を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 26 年 3 月 24 日

提 出 者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長 久 野 三 男

不安定雇用の是正を求める意見書

日本経済は、株価上昇や円高是正が進んだことにより、景気の回復局面にあるが、原材料を輸入に頼らざるを得ない業種や地域経済は、回復感が感じられず、むしろ厳しい状況が続いている。特に、貧困の拡大と固定化は、社会問題化している。雇用者に占める非正規労働者の比率は、依然として増加傾向にあり雇用労働者数の38.2%（2,043万人）が不安定雇用の状況にあり、年収200万円以下のいわゆるワーキング・プアと呼ばれる方が1,100万人に迫ろうとしている。

こうしたなか、厚生労働省は過酷な働き方で若者らを使い捨てにする、いわゆる「ブラック企業」対策として情報を基に選んだ全国5,111企業・事業所の監督結果を発表した。それによると、全体の82%に当たる4,189企業・事業所で長時間労働や残業代不払いなどの法令違反があり、違法な過重労働を強いる事業所のまん延状態が浮き彫りとなった。また、福島県内でも63企業・事業所のうち82.5%に当たる52企業・事業所で全国同様の法令違反が明らかにされている。

したがって、これ以上働くことに対する不透明感を増幅させ、将来不安を招いてしまえば、益々労働力という人的財産を失い、まちづくりの視点からも地域も含めさらに衰退する可能性がある。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 求人票に離職率を明記させることなど、所謂「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じること。また、若年者雇用については、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。
- 2 環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野での産業育成をはかり、雇用を創出すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 3月24日

郡山市議会